



国民健康保険高齢受給者証の更新について

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証(以下「高齢受給者証」)の有効期限は、7月31日です。

新しい高齢受給者証を7月末までにお送りしますので、8月1日からお使いください。

【対象者】 昭和17年8月2日～昭和22年8月1日生まれの方

【有効期限】 平成29年8月1日～平成30年7月31日

昭和18年7月31日以前に生まれた方の有効期限は、75歳の誕生日の前日までです。誕生日からは国民健康保険制度に代わって後期高齢者医療制度に加入することになります。

【自己負担割合】 毎年8月1日を基準日として、その年度の市民税課税標準額に基づいて2割・1割または3割に判定します。判定基準は別表のとおりです。届いた受給者証をご確認ください。

新しい高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

平成28年中の収入額が別表に該当する方は申請により、負担割合が2割・1割になります。

該当すると思われる方には「基準収入額適用申請書」をお送りしますので、高齢者・保険課窓口申請してください。

判定後、負担割合を変更した新しい高齢受給者証を交付します。

福祉医療費受給者証の更新と有効期限について

福祉医療費受給者証(以下「受給者証」)の更新

現在お持ちの受給者証の有効期限は7月31日です。対象者の皆さんへは、新しい受給者証を7月末までにお送りしますので、8月1日からお使いください。また、更新の手続きは必要ありませんが、受給資格区分によっては、改めて手続きが必要になる場合があります。

なお、子どもの受給者証は有効期限が15歳に達した最初の3月31日までになっていますので、引き続き現在お持ちの受給者証をお使いください。

受給者証の有効期限

子ども以外の受給資格者の方の有効期限は、受給資格取得日(更新の場合は8月1日)から最初に到来する7月31日までです。しかし、受給資格区分によって有効期限が異なる場合がありますので、届いた受給者証をご確認ください。

異なる有効期限の受給者証が届いた方は、同封の通知をご確認いただき、手続きをしてください。

後期高齢者医療制度の加入の方へ／給付金の振込月を変更します。

現在、診療月の2ヶ月後の月末(金融機関営業日)に振込みをしていましたが、平成29年8月診療分から診療月の3ヶ月後の月末(金融機関営業日)に変更します。ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、ご不明な点・詳細につきましては高齢者・保険課(内線322)までお問い合わせください。

福祉医療費資金貸付制度について

住民税非課税世帯に該当する福祉医療費給付金の受給資格のある方で、医療費の支払いが困難な方に対して、医療費の支払いにあてる資金を貸付ける制度があります。

要件に該当し貸付を希望される場合は、事前の申請が必要です。事後申請はできませんので、まずは高齢者・保険課までご相談ください。

※7月号に掲載しました「特集 国民健康保険税」の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

掲載箇所 23ページ:計算例

まず、家族それぞれの所得から、国保税の基礎控除額33万円を引きます。

Sさん 160万円 - 33万円 = 127万円

奥さん 30万円 - 33万円 = 0円 ←※マイナスとなった場合は0です。

お母さん 30万円 - 33万円 = 47万円

→ 正しくは「80万円」です。

別表 自己負担割合の判定基準

【市民税の課税所得が145万円以上の方】 3割

申請することにより1割・2割負担になる収入額

70歳から74歳の国保加入者数	基準収入額(※1)
1人の場合	383万円未満
2人以上の場合(※2)	520万円未満

(※1) 基準収入額とは、所得税法に規定する、必要経費や各種控除を差し引く前の収入額のことです。

(※2) 2人以上の場合には、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者(旧国保加入者)を含んで判定になります。

【上記以外の方】

昭和19年4月1日以前に生まれた方 1割(※3)

昭和19年4月2日以降に生まれた方 2割

(※3) 法律上の自己負担割合は2割ですが、国の特別措置により1割に据え置かれています。

『自己負担割合判定に係る調整控除』

被保険者が前年の12月31日現在において世帯主であって、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の者がいる場合には、扶養関係の有無に係らず、その人数に一定額(16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円)を乗じた額を控除して負担金の割合を判定します。



国民年金保険料を納めることが困難なときは… ～保険料の免除・納付猶予制度があります～

保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請によって保険料の納付が免除・猶予される制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、お早めに申請をしましょう。

保険料免除制度

申請者本人、その配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料納付が全額免除または一部免除(4分の3、2分の1、4分の1)になります。

また、失業した場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなどを添付すれば前年の所得に関係なく審査される特例もあります。

○免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に入り、一部が年金額に反映されます。

納付猶予制度

50歳未満の申請者本人とその配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、保険料納付が猶予されます。世帯主の所得は審査対象となりません。保険料免除制度同様、失業特例を使うこともできます。

○納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に入りますが、年金額に反映されません。

～平成29年度の保険料免除・納付猶予申請の受付が7月から始まりました～

免除・納付猶予の承認期間は7月(または国民年金加入月)から翌年6月までです。

申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの ・印かん
- ・失業を理由とするときは、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピー

※申請書の「継続希望をする」にしるしをつけ、全額免除・納付猶予の承認を受けた場合、翌年度以降も同じ免除区分で審査されます。

ただし、次の方は継続となりませんので平成29年度分の申請が必要です。

- ・平成28年度(平成28年7月～29年6月)、失業等を理由とする特例で免除・納付猶予申請された方
- ・平成28年度(平成28年7月～29年6月)、一部免除で承認された方

学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合に在学中の保険料納付が猶予されます。

○学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に入りますが、年金額に反映されません。

学生納付特例の承認期間は4月(または国民年金加入月)から翌年3月までです。

申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの ・印かん
- ・学生証のコピー(有効期限が裏面にある場合は必ず両面をコピー)または在学証明書
- ・会社等を退職して学生になった方は、雇用保険受給資格者証または、雇用保険被保険者離職票のコピー

※毎年度申請が必要ですが、翌年度も同じ学校に在学する方には、日本年金機構から「学生納付特例申請書」が郵送されます。ハガキに必要事項を記入し返送することで申請手続きができます。

ただし、在学期間の変更や、在学する学校等が変更となった場合はあらためて申請書の提出をお願いします。

※将来受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を後から納める(追納する)必要があります(10年以内)。

保険料免除・納付猶予・学生納付特例は前年の所得を基準としていますので、所得の申告がないと審査できない場合があります。毎年の所得の申告は忘れずに行ってください。